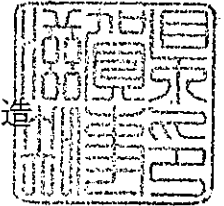


滋 水 第 6 7 8 号
令和 6 年 (2024 年) 7 月 26 日

滋賀県内水面漁場管理委員会
会長 林 英志 様

滋賀県知事 三日月 大造



遊漁規則の変更認可について（諮問）

標記の件について、下記の漁業協同組合から申請がありました。申請内容を審査したところ、遊漁規則の変更は妥当であると認められますので、認可するにあたり漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

申請者：奥永源寺漁業協同組合（内共第 7 号第 5 種共同漁業権遊漁規則）

奥永源寺漁業協同組合の遊漁規則の変更認可について

1 変更の理由

漁業協同組合の名称変更のため、関係条項を整理する。

2 変更の内容

漁業協同組合名を「愛知川上流漁業協同組合」から「奥永源寺漁業協同組合」に変更。

表題、目的、遊漁料の額及び納付方法（関係部分抜粋）

新	旧
<u>奥永源寺</u> 漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則 (目的) 第1条 この規則は、 <u>奥永源寺</u> 漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、にじます、あまご、いわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。 (遊漁料の額及び納付方法) 第8条（略） 2 遊漁料の納付は、 <u>奥永源寺</u> 漁業協同組合事務所、組合が組合事務所前の掲示板に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に2,000円を加算した額とする。	愛知川上流漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則 (目的) 第1条 この規則は、愛知川上流漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、にじます、あまご、いわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。 (遊漁料の額及び納付方法) 第8条（略） 2 遊漁料の納付は、愛知川上流漁業協同組合事務所、組合が組合事務所前の掲示板に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に2,000円を加算した額とする。

3 変更の妥当性

漁業協同組合名の変更に伴う関係条項の整理であり、妥当である。